

多賀城市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

記

1 監査の実施日

対象	監査実施日
議会事務局	令和2年3月17日(火)

2 監査の範囲 平成31年度の財務事務及び事務事業の執行

3 監査の着眼点 平成31年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査委員の除斥 地方自治法第199条の2の規定に基づき、板橋恵一監査委員を除斥とした。

5 監査の結果 別紙のとおり

令和2年3月実施 定期監査結果

対 象	議会事務局
実 施 日	令和2年3月17日(火)
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	議長交際費について、その前途資金の精算額に誤りが見られた。
3 指導事項	政務活動費に係る収支報告書等について、提出がなされた際に、条例に基づく市長への報告書等の写しの送付がされていなかった。